

オリーブの死亡保険

無選択型死亡保険

オリーブの死亡保険
(無選択型死亡保険)は
健康告知が必要ありません

OL202206A-03-01

保険の仕組み

保険の対象となる方がお亡くなりになった場合に
保険金をお支払いする、死亡保険です。

契約年齢

初回契約の場合

満20歳～89歳まで

更新の場合

満94歳まで

※パンフレット裏に記載の「お引受けの条件」をご確認ください。

保険金額に応じて4つのコースからお選びいただけます。


無選択型 保険料表

※ 契約年齢は新規契約日・更新日時点の満年齢をご覧ください。

* ご契約は94歳まで更新いただけます。* 90歳以降の保険料は、約款・重要事項説明書をご確認いただくか当社または募集代理店までお問い合わせください。

(単位:円)

男性				契約 年齢 (歳)	女性			
無選択型死亡保険 / 月払					無選択型死亡保険 / 月払			
死亡保険金額					死亡保険金額			
50万円	100万円	150万円	200万円	50万円	100万円	150万円	200万円	
—	—	1,290	1,720	20~24	—	—	—	—
—	—	1,280	1,700	25~29	—	—	—	—
—	—	1,310	1,740	30~34	—	—	—	—
—	1,010	1,520	2,020	35~39	—	—	—	—
—	1,350	2,030	2,700	40~44	—	—	—	1,140
—	1,940	2,910	3,880	45~49	—	—	1,170	1,560
1,410	2,820	4,230	5,640	50~54	—	1,060	1,590	2,120
1,890	3,770	5,660	7,540	55~59	—	1,340	2,010	2,680
2,490	4,970	7,460	9,940	60~64	—	1,780	2,670	3,560
3,560	7,110	10,670	14,220	65~69	1,230	2,460	3,690	4,920
4,990	9,980	14,970	19,960	70~74	1,820	3,640	5,460	7,280
7,660	15,320	22,980	30,640	75~79	3,160	6,320	9,480	12,640
14,360	28,720	43,080	57,440	80~84	6,530	13,050	19,580	26,100
27,660	55,320	82,980	110,640	85~89	14,180	28,350	42,530	56,700

 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、この保険よりも保険料が割安な死亡保険にお申し込みいただける場合があります。詳しくは当社または募集代理店までお問い合わせください。

● 保険料は2022年7月1日現在のものです。● 上記表の「—」は新規お申し込みいただけません。● 保険料は年払もご選択いただけます。年払保険料は当社または募集代理店にお問い合わせください。● 内は新規お申し込みいただけません。将来の更新後の保険料の参考としてご参照ください。

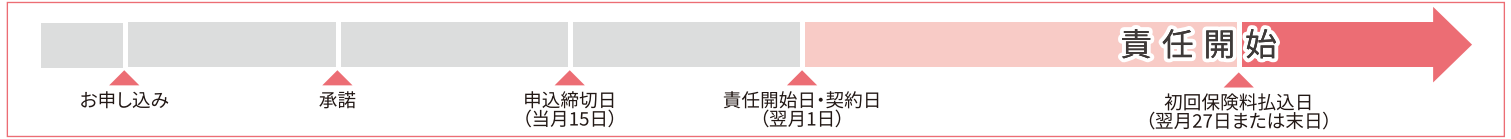
ご契約に関して重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。

お申し込みの場合、「重要事項説明書」、「約款」などを必ずご一読のうえ、内容についてご理解くださいますようお願いいたします。

お申し込みに際しては、保険契約者および被保険者(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **契約年齢** 満20歳から89歳
- **保険期間** 1年更新
- **保険料払込回数** 月払・年払



● 保障の開始について

- ◆ 保険契約のお申し込みの受付を毎月15日(以下、「申込締切日」)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
- ◆ 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- ◆ 責任開始日が保険契約の契約日となります。
- ◆ 保険契約期間は、契約日から起算して1年間です。

● 削減期間について

- ◆ この保険には、支払削減期間があり、初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に支払事由が発生した場合、死亡保険金の支払額は30%に削減されます。

● 保険料・保険金額について

- ◆ 保険料・保険金額は、契約日・更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

● 保険料の払込方法などについて

- ◆ 保険料の払込回数は、月払いか年払いを申し込み時に契約者に選択していただきます。払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払い(JCB/VISA/Master/AMEX/Diners)が選択できます。

● 死亡保険金受取人について

- ◆ 契約者は、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人1人を指定してください。

● 配当金、解約返戻金、クーリングオフなど

- ◆ この保険には、配当金・満期保険金はございません。月払契約の場合、解約返戻金はございません。年払の場合、保険契約の契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
- ◆ この保険は、保険期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではございません。

● 当社の募集人(募集代理店)について

- ◆ 当社の募集人(募集代理店)には、保険契約締結の代理権・保険料受領権・告知受領権はありません。
- ◆ お申し込みいただいた保険契約をお引受させていただくかどうかの判断は当社が行います。

● 少額短期保険業について(概要)

- ◆ 保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月以降、少額短期保険会社が発立されるようになりました。
- ◆ 現在約100社が登録されており、ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。

● 個人情報・センシティブ(機微)情報の取り扱いについて

- ◆ 個人情報の利用目的について
当社は、取得した個人情報を、お客様の同意を得た場合および法令により認められた場合を除き、次の目的のために利用します。

- (1) 保険契約の審査、引受、保管理、給付金のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供
- (3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実
- (4) その他、保険関連業務

- ◆ センシティブ(機微)情報の取得・利用について

当社は、センシティブ情報を、適切な業務運営を確保する必要性においてのみ本人の同意に基づいて取得し、また利用します。

- ◆ 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジットカード支払申込書、告知書などに記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

● 少額短期保険業者の制限について

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること
- (5) 1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

● 無選択型死亡保険【お引受けの条件】

- ・ 現在、入院中(在宅医療も含む)の方、入院手術をすすめられている方、要介護1以上の方(公的介護保険制度の介護認定を申請中の場合も含む)はお申し込みいただけません。

※このパンフレットに記載の保険内容および保険料などは2022年7月現在のものです。※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険業者のことをさします。

■ 募集代理店

■ 引受少額短期保険業者

関東財務局長(少額短期保険)第36号

オリーブ少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル